

合同研究会の討論のなかから

古川 純(司会)

臨時国会に上程されていた「PKO 協力法案」は、自民・公明両党の強引な国会運営によって1991年11月27日の衆院国連平和協力特別委で強行採決された。自衛隊に国際的任務を与える自衛隊海外派遣＝派兵法という、憲法解釈のみならず戦後史の枠組みを変更する重要な争点に対して、十分な国民的合意を得ないで強引に先を急ぐ手法は、世論の厳しい批判をあびた。宮沢内閣の屋台骨を揺るがしかねない政治倫理の問題の登場も手伝って、法案は急速に推力を失い、「ガラス細工」と評された脆い解釈を条件とする法案は、実質的には崩壊したと云ってよい状態にある。

合同研究会開催にいたる経緯を少し述べると、「PKO 協力法案」の強行採決と法案の迷走状態のなかで、法研・社研所員の間から、「国連平和協力法案」(1990.11廃案)の際に企画された社研・法研・経営研・会計研・人文研・商研の6研究所共催の公開シンポジウム「中東問題と憲法」(1990.10.31, 福島新吾「イラク・クウェート問題の背景」・古川 純「湾岸危機を利用する自衛隊『派兵』の違憲性」, 社研・月報330号掲載)のような企画が考えられないかとの意見が出された。そこで、前の公開シンポの講演者をつとめた古川が両研究所の事務局の橋渡しを行い、1992.1.18開催の社研・法研・人文研・経営研・商研の5研究所共催の合同研究会が開催された次第である。PKOへの参加問題は、そもそも国際法と憲法の双方にまたがり、学際的領域を占める。研究会では、森川所員に国際法学の観点から、石村所員に憲法学の観点から報告していただいたが、その構成は、I. PKO とは何か[森川], II. PKO 協力法案の問題点の理論的検討＝1. 憲法の観点から [石村], 2. 国際法の観点から [森川], III. 憲法政策としての「国際貢献」[石村]であった。月報掲載にあたっては、適宜調整されている。論点は多数出され、討論もそれに応じて活発になされたが、司会のところで整理すると、次のようになる。

Iについて ①湾岸戦争後のPKOの再評価の問題：PKOは朝鮮国連軍へのマイナス評価として出てきた。いわば冷戦の産物である。しかし、安保理における旧ソ連(ロシア)・中国と米英仏が湾岸戦争終結に向けて協力一致したことで、PKOへの積極的評価が行われているが、国連内部でPKOの根拠付けに関する法的決着の動きはどうなるだろうか。PKOはそ

の憲章上の法的根拠について不安定さがあり、また安保理に広い裁量権を付与することには問題があるだろう。安保理の大国主義には問題があり、さらにアメリカによる操作の問題もある。②国連における武力行使と PKO (PKF) の違いについて：コンゴ国連軍が内戦に巻きこまれて犠牲者を出したことが、これから予想されるカンボジアの地雷問題に見られるようにそれをめぐって紛争拡大の恐れがあること、ユーゴでの EC のヘリ撃墜事件などを見ると、「シキイ」がはっきりしていないのではないかと。また、コンゴのケースを見ると、PKO の同意原則と国連の強制措置との「垣根」は低くなっているのではないかと。

II について ① PKO 5 原則と UNIKOM について：5 原則は冷戦時代に形成された。ポスト冷戦の PKO である UNIKOM は変質してきているのではないかと。形式的にイラクの「同意」はあるが、本来の PKO の場合とはやはり違う。これを機に新しい(国連の強制措置に近寄った) PKO というものができる可能性がある。②国外に派遣された自衛隊には「自衛」のための武力行使ということは可能か：PKO (PKF) の一員として operation を行う場合は、自衛隊として「自衛」を行うわけではなく、国連指揮官の指揮命令下で国際組織として行動するのであるから、国連の定めたルールに従うことになるのではないかと。その際、自衛隊は人的物的組織体の一部として国際的な武力紛争の解決の一貫として武力を行使することになるから、第 9 条の下で個別的自衛権に根拠をおいて作られた自衛隊の行動としては認められないというべきではないかと。③国連への「協力」と憲法：日本政府は国連加盟申請時に第 9 条に基づく制約があることを述べて留保しているし、憲章 43 条は兵力の提供等に関しては安保理と加盟国が特別協定を結ぶこととし、加盟国はそれを「各自の憲法上の手続きに従って」批准することとされているのである。安保理の強制措置の場合も、各国は憲法上可能な国連「協力」をすればよいのであるから、ましてや PKO への参加は憲法の許す範囲に限られる。④「武器使用」と「武力行使」：部隊の指揮官の命令による「武器使用」は、部隊としての「武力行使」に何故ならないのか。⑤ポスト冷戦と国連憲章：国連憲章と日本国憲法前文の理念は本来一体のものであったが、冷戦状況下で機能しなかった。ポスト冷戦を迎えていまやそれが機能する環境ができてきたと言えるのではないかと。第 9 条はこれまで「拒否」のための規範として用いられてきたが、それで果たしてよいのか。今の自衛隊の派兵ではなく、自衛隊を縮小して PKO のための組織(もはや自衛隊ではない)にし、PKO へ参加させることはどうだろうか。⑦隊員の武器保有と自衛官の「武器使用」について：後方支援のための「武器使用」、自衛隊法 95 条の武器等防護のための「武器使用」の可能性もある。現地に到達する前の段階における公海上の「武器使用」ということもありうるだろう。⑧民間への協力要請は一種の徴用にならないか。⑨「業務」や「武器」について政令で定めるとして、法案が重要な

項目を政令に委任しているのは、国会の統制を排除することになり、危険である。

IIIについて カンボジア派遣のPKO (UNTAC) は、国連によるカンボジア占領ではないかとの批判がある。日本のUNTAC参加は、旧日本とは別の新たなカンボジア占領になる恐れはないのか。 (司会・古川 純)

<編集後記>

本号は、去る1月18日に社研を含めた本学の5研究所(社研、法研、人文研、経営研、商研)の共催で行われた「PKO 協力法案」をめぐる合同研究会での、報告と討論を基にした特集号である。

世界情勢の大きな変化を背景にした、問題そのものの重要さといった要因ばかりでなく、文字どおり、現在進行形で進んでいるといった意味でも、目の離せない問題であり、時宜を得て開催された研究会には、予定していた会場を埋める多くの参加者があった。またフロア一でも、熱っぽいやり取りが交わされたと聞く。

ところで、他の研究所との共催の中、社研の月報にこの原稿を預けたことを有り難く思う。司会を担当された古川所員の労に負うところが大きい。が、本号の発行がちょうど年度末にあたり、予算の年度内執行等の関係で時間に追われ、原稿執筆者の方々には、だいぶ時間的な無理をお願いした。ここに改めてお詫びとお礼を申し上げたい。 (H.H)

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話(044)911-7131(内線5691)
直通(044)911-1089

専修大学社会科学研究所

(発行者) 麻島 昭一

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話(03)3404-2561
